

捕捉資料:各原著作物での著作権の取扱いと関連する編集著作物の例

該当規程条項	原著作物の定義	原著作物の著作権:1)の帰属	原著作物の著作権に関する承諾、告知等	編集著作物の内容	編集著作物の例
第3条第3項	<p>・本学会の企画に応じて執筆・編集され委員会等の名の下に公開する職務著作物に収録される原著作物</p>	<p>・著作権は、法人著作者である本学会に無条件に帰属する。 ・第3条第5項の定めにより委託出版:注2)の場合は、本学会と出版者との間の出版契約に基づき著作権の帰属先を定める。</p>	<p>・著作権の本学会帰属を確かなものとするため、執筆依頼時に、執筆依頼書面「「○○○○」ご執筆等をお願いおよび当該著作物に関する著作権者の権利の帰属について」により著作者に確認してもらった上で、執筆請負の承諾を得る。</p>	<p>・標準化委員会等本学会の委員会が作成した基準等と、それらを基に本学会の編集委員会が作成した解説等 ・上記を基に本学会が企画・編集し、基準や解説等を図案化したもの ・本学会の委員会等の活動成果 ・受託研究等の活動成果</p>	<p>・試験方法・同解説 ・技術基準・同解説 ・ロボット技術用語集等 ・技術基準小冊子、試験実習書等 ・試験法解説スライド ・試験データシート ・委員会報告書(原子力関係記録作成分科会最終報告の出版等) ・受託研究報告書(本学会が著作権を行使できる場合)注4)等 ・著作者名義が日本ロボット学会のみの単行本 ・本学会開発ソフトウェア ・本学会開発データベース等</p>
第3条第4項	<p>・著作者の意思で本学会に投稿された論文及び本学会の依頼に応じて執筆された解説記事や単行本等に収録される原著作物</p>	<p>・原著作物の利用は著作者から本学会に対し許諾されたものとする。(本学会は、上記許諾を条件として、原著作物の掲載を受け付ける。) ・第3条第5項の定めにより委託出版:注2)の場合は、著作者もしくは本学会と出版者との間の出版契約に基づき著作権の帰属先を定める。 ・第3条第5項の定めにより個々の出版に対して出版者に対する著作権の譲渡が必要になった場合は、著作者はそれに協力するものとする。 ・第7条第2項に定めるように、この原著作物については、関連する編集著作物の性質に応じて、著作者から本学会が著作権の譲渡を受けることができるものとする。</p>	<p>・編集著作物公開後の第三者に対する複写の許諾の便を図るために、原稿公募・投稿受付時に、告知書面「日本ロボット学会の著作物の著作権帰属と著作物利用許諾について」により原著作物の利用許諾を著作者に対し告知しておく。</p>	<p>・著作者の意思で本学会に投稿された論文及び本学会の依頼に応じて執筆された解説記事をまとめた学会誌や単行本等の編集著作物 ・教科書、単行本等、本学会の出版企画、執筆意図及び編集意図に基づき、著作者と本学会の共同作業により制作される編集著作物で、個々の記事毎に著作者が明示されるもの</p>	<p><自主出版>注2) ・日本ロボット学会誌の論文・解説記事 ・学術講演会予稿集の掲載論文 ・日本ロボット学会誌の論文添付動画 ・日本ロボット学会誌の投稿ソフトウェア ・ロボット工学セミナー資料 ・日本ロボット学会誌の連載講座等 <委託出版>注3) ・Advanced Robotics ・Advanced Robotics論文添付動画 ・Advanced Robotics投稿ソフトウェア ・ロボット工学ハンドブック ・入門シリーズ等の単行本</p>

注1:著作権

著作物に関する「著作者の権利」は、下記の2つに大別される。

- ・「著作権」(著作者から本学会への譲渡が可能)／複製権(出版・複写権)、口述権、展示権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権
- ・「著作者人格権」(著作者から本学会への譲渡不可)／公表権、氏名表示権、同一性保持権

注2:自主出版:本学会が出版に係る全ての費用を負担して出版する形式。本学会ホームページへの著作物掲載も含む。

注3:委託出版:第三者である出版者と契約を結び当該出版者にて委託して出版する形式。

注4:受託研究の場合、契約により、受託元に著作権を譲渡したり権利行使の制限を受ける場合がある。その場合は本表の対象外である。